

令和2・3年度の取組内容について

令和 3年 12月 10日

江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会(第9回)

三次市・安芸高田市・広島県・広島地方气象台・国土交通省中国地方整備局

江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会 令和2年度取組みについて

令和2年度取組み【三次市】

○出前講座の実施

- ・市内各地域への出前講座の実施状況
延べ実施回数10回(コロナ禍により回数減)
- ・内容 想定最大規模降雨時の浸水想定と市から避難情報の伝達など

小学校での出前講座



○平成30年7月豪雨を受けて

- ・避難所の根本的な見直し(平成31年度から施行)
基幹避難所(19施設)…自主避難から市が開設, 運営する避難所
補助避難所(55施設)…基幹避難所開設以降, 市及び自主防災組織が開設, 運営する避難所
地域避難所(393施設)…各自主防災組織が自主的に地域で開設, 運営する避難所
広域避難場所(7施設)…大規模な駐車場を有する民間企業等と協定を締結し, 広域避難場所として確保
- ・多様な情報伝達手段の整備
防災一斉メールのFAXへの配信開始(平成30年12月から)
専用アプリを使用した, 音声告知放送(緊急放送)のスマートフォン等への配信(平成31年4月運用開始)
Yahoo! JAPANとの災害協定により, 避難情報等の配信開始 (令和元年11月運用開始)

○Web版ハザードマップの作成

- ・従来からの土砂・洪水に加え, ため池, 内水ハザードマップを追加
→自主防災組織が独自に防災マップを作成することができるよう支援を展開

○自主防災組織の活動推進

- ・自主防災組織会議代表者会議の開催(2回)
- ・自主防災組織活動補助金の交付
(地域の防災訓練, 備蓄品の購入, 防災士資格取得経費等の補助)
- ・市内自主防災組織主体訓練の実施促進(11地区)
→風水害や土砂災害時の避難行動, 避難所運営訓練等

自主防災会議代表者会議



○自主防災組織が指定する地域避難場所整備のための交付金の新設(平成31年度から3年間)

- ・平成31年度からの避難所見直しと合わせ, 各地域避難場所の資機材を整備するための交付金の新設

令和3年度取組み予定【三次市】

○流域治水に関する取組

- 国土交通省において示された「流域治水」の方針により、ハードとソフトを組み合わせた総合的な治水対策の推進が不可欠と考えており、具体的にはため池や水田を利用した貯水、新たな貯留施設の建設、土地利用規制など安全な住まい方など、中長期的な視点を持ちながら、効果的・効率的に内水リスクの軽減を図っていくよう取り組んでいきます。

○水防体制に関する取組

- 消防団の機能別消防団員について、昨年度設置した、排水ポンプ車の運用補助を担う「水防支援隊」に加え、避難や災害時のサイレン吹鳴を担う「サイレン操作隊」、排水機場の稼働に伴う操作を担う「排水機場隊」、仮設ポンプ設置箇所等で警戒等行う「地域水防支援隊」等を新設した。
- 救命ボートや雨水排水用の可搬ポンプを導入し、水防活動を行う。
- 内水対策に係る地元要望があった箇所について、新たに商用電源を活用した仮設の排水ポンプを設置し、内水被害の軽減を図る。

○要配慮者利用施設の管理者が策定する避難確保計画作成等の支援

- 市内要配慮者利用施設へ避難確保計画の作成、避難訓練の実施の呼びかけ、支援を行う。

○避難行動要支援者に係る個別避難計画作成等の支援

- 昨年度、避難行動要支援者等の支援体制の整備及び関係機関の連携を図ることを目的として、「三次市避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定するとともに「三次市避難行動要支援者等連絡調整会議」を設け、市の取組の説明、共有、個別避難計画作成について検討を行った。今年度は令和4年度からの本格運用開始に向けて、関係機関等と具体的な取組について協議を行う。

令和2年度取組み【安芸高田市】

1. 自主防災組織等活動支援

- ・訓練事業補助(3団体)
- ・消防署員派遣(1回)、市職員派遣(5回)
- ・新自主防災組織の設立(2団体28世帯)
- ・自主防災組織カバー率(92.3%)



2. 自主防災組織連絡会等の開催

日時 令和2年10月24日(土)

場所 クリスタルアージュ

- 内容 (1)危機管理課からのお願いと連絡
(2)避難の呼びかけ体制づくり
(3)ひろしまマイ・タイムライン など



3. 冊子版ハザードマップの作成

内容 住宅地図を背景に、計画規模の洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域・特別警戒区域を重ねて表示したページのほか、想定最大規模の洪水浸水想定区域や防災情報などを掲載し、安芸高田市全域を1冊にしたハザードマップを作成(各戸配布)



令和3年度取組み予定【安芸高田市】

1. 自主防災組織活動支援

- ・訓練事業への補助
- ・職員等の派遣
- ・連絡会の開催
- ・避難の呼びかけ体制構築

2. 地域防災リーダー養成講習会の開催

- ・防災に関する知識及び技能を有する安芸高田市地域防災リーダーを養成するための講習会を開催し、修了者を地域防災リーダーに認定する。

3. 避難訓練の実施

- ・市民の避難に対する意識付けを図ることによる地域防災力の向上、消防団との連携及び市職員の災害対応能力の強化を目的に、大雨による洪水、浸水害、土砂災害を想定した訓練を実施する。

4. 受援計画を踏まえた災害対応図上訓練の実施

- ・大規模災害発生時に外部からの応援を円滑に受入れ、本市職員と応援職員が連携し災害応急対策に取り組むため、昨年度策定した「安芸高田市災害時受援計画」により、県モデル事業を活用した図上訓練を実施し、計画の実効性の確保・検証等を行う。

5. 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施の支援

- ・避難確保計画が提出されていない要配慮者利用施設へ作成を依頼するとともに、施設からの要望に応じた支援を行う。

6. 大規模氾濫時における広域避難体制の検討

- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域、浸水想定区域のデータ及び住基データを基に区域内の世帯数、人数など人数などを把握するためのリストを作成し、広域避難や避難場所の検討等を行う。

① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組 ■ 住民の避難行動を支援する防災情報の提供

・防災気象情報の改善 【広島地方気象台】

1. 大雨特別警報解除後の洪水への警戒呼びかけの改善


大雨特別警報解除後の洪水への警戒を促すため、特別警報の解除を警報への切替と表現するとともに、警戒への切替に合わせて、最高水位の見込みや最高水位となる時間帯などの今後の洪水の見込みを発表。

警戒への切替に先立って、本省庁の合同記者会見等を開催することで、メディア等を通じた住民への適切な注意喚起を図るとともに、SNSや気象情報、ホットライン、J E T T による解説等、あらゆる手段で注意喚起を実施。

「引き続き、避難が必要とされる警戒レベル4相当が継続。なお、特別警報は警報に切り替え…」と伝えるなど、どの警戒レベルに相当する状況が分かりやすく解説。


警戒への切替に合わせて洪水の見込みを発表

今後の洪水の見込みを発表し、引き続き洪水の危険があること、大河川においてはこれから危険が高まることを注意喚起。



メディア等を通じて住民へ適切に注意喚起

警戒への切替に先立って本省庁の合同記者会見等を開催することで、メディア等の協力を得て住民に警戒を呼びかけるとともに、SNSや気象情報等あらゆる手段で注意喚起。



4. 「危険度分布」で本川の増水に起因する内水氾濫の表示を改善

「危険度分布」において「本川の増水に起因する内水氾濫（溜水型の内水氾濫）の危険度も確認できるよう、本川流路の周辺にハッチをかけて危険度を表示するように改善する。（5月28日から実施）

雨が降っていない場合であっても、本川の流域雨量指数が一定の値に到達した場合には、支川氾濫の危険度の高まりについて自治体への連絡等を実施するよう改善。




3. 大雨特別警報の発表基準の改善

（台風要因の基準のみによる発表を見直し、雨量の基準に一歩化）


大雨特別警報のうち、台風等を要因とするものは、何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い警戒レベル相当の雨を要科とするもの統一。（8月24日から実施）

伊勢湾台風級の台風が上陸するおそれがある場合には、早い段階から記者会見等を開催するとともに、24時間程度前に開催する記者会見において、台風の接近時の暴風や大雨等による災害に対して極めて嚴重な警戒が必要であることを呼びかける。



5. 暴風災害に対する呼びかけを改善（2）

台風が発達すると予想される熱帯低気圧の段階から、5日間先までの台風進路・強度予測を提供するよう改善を図る。（9月9日から実施）



②水防災と地域社会を意識した防災教育の取組

R2取組

■水防災を意識した防災教育の実施

・防災教育や防災知識の普及【広島地方気象台】

●お天気ひろば

実施日(今年度):令和2年11月3日(火:祝日)09:30~16:30

会 場:広島市江波山気象館

江波山気象館、日本気象予報士会広島県支部と連携



●依頼のあった機関へのお出前講座

気象庁ワークショップ

「経験したことのない大雨、その時どうする？」

の開催

気象、地震等に関する出前講座・・・

小中学校、公民館、児童館、公共機関など

5. eラーニング教材「大雨のときにどう逃げる」の提供

5月28日より

～台風・豪雨から「自らの命は自らが守る」基本的な知識ととるべき行動を学ぶ～

- ・時間や場所を気にせず誰でも自由に受講できるよう、気象庁ホームページで公開。
- ・5つのステップで、自宅の災害リスク、いつ、どこへ避難すべきかを学習。
- ・各ステップごとのふりがえりテストで、重要ポイントを確認しながら学習。
- ・誰でもスムーズに学習できる、動画(各15~20分程度、音声解説付)形式の教材。
- ・できるだけ一方的な説明・解説を避け、受講者にも一緒に考えてもらう教材。

※ 内容が「避難の理解力向上キャンペーン」として全国展開する「避難付動画eラーニング」(避難情報のポイント)を基本とする内容(内容詳細資料) <http://www.bousai.go.jp/fuzugo/typhoonworking/pdf/haukaku/campaign.pdf>

01. 避難の理解からはじめよう
(避難を行うためのポイントを確認しよう)

02. あなたの家は大丈夫？
(あなたの家の災害リスクを知ろう)

03. どこに逃げたい？
(大雨に備えの避難先)

04. 避難するときどうする？
(避難にかかる時間を考えよう)

05. いつ逃げたい？
(あなたの避難のタイミングを考えよう)

台風・豪雨時に備えて
・自宅の災害リスク
・いつ避難すべきか
・どこへ避難すべきか
...が学べます。

パソコンやスマホで
時間や場所を気にせず
自由に受講
(住民の皆さん)

音声解説付き動画教材
[教材イメージ]

アドレス: <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/jma-e/downjgeru.html>

今回公開する教材に対する受講者からの意見を踏まえつつ、自主防災組合(自治会)、学校など、様々な団体やグループで学習できるよう、今回の教材の内容をベースとした参加型(ワークショップ)教材を、令和2年秋公開を目指して制作する計画

※本教材は、副学長二先生(高専創立大学 特任教授、防災学習アドバイザー・コラボレーター)の協力を受けながら制作しました。

① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組

■ 大規模氾濫に対するタイムライン（防災行動計画）の更新

・多機関連携型タイムラインの検討・見直し

■「江の川上流水害タイムライン」は、「逃げ遅れゼロ」及び「社会経済被害の最小化」に向け、行政機関、ライフライン機関、交通機関、福祉施設、報道機関等が連携し、「いつ」、「誰が」、「何を」の3つの要素とりまとめた**防災行動計画(タイムライン)**を令和元年度に策定し、令和元年台風期より運用を開始しました。令和2年度は、タイムラインのスパイラルアップしていくことを目的として、出水期を振り返り、防災行動や関係機関との連携についての実施状況を確認するとともに、タイムラインの課題や改善策の意見を出し合いました。

R1.6 タイムライン検討会の発足

- R1.6 タイムライン勉強会
- R1.7 第1回タイムライン検討会
- R1.8 第2回タイムライン検討会
- R1.8 第3回タイムライン検討会

R1.8 タイムラインの策定・運用開始

【運用】平成31年度台風期

- R2.5 第1回タイムライン検討会
- R2.6 第2回タイムライン検討会

【運用】令和2年度出水期

・令和2年7月豪雨

今回 R3.2 第3回タイムライン検討会

次回 R3.5 タイムライン検討会（出水期前）

タイムラインの歩みとスケジュール

- **第1回検討会（出水期前）** ※書面開催
 - 江の川の水系特性と平成30年7月豪雨について
 - タイムライン検討会の振り返り
 - タイムライン令和元年度版・運用方法
 - 令和元年度出水期振り返りアンケートの実施

- **第2回検討会（出水期前）** ※書面開催
 - 多機関連携タイムラインの運用事例
 - タイムライン（令和2年度版）の変更点の確認
 - タイムライン（令和2年度版）の確認事項
 - 出水期の運用に向けて連絡事項
 - 情報提供

- **第3回検討会**
 - 令和2年度出水期の振り返り
 - タイムラインの改善に向けた意見交換

- **出水期前検討会**
 - タイムライン（令和3年度版）の変更点の確認
 - タイムライン（令和3年度版）の確認事項
 - 出水期の運用に向けて連絡事項

R2年度の振り返りの論点

1. タイムラインの活用状況

- 自機関のマニュアルのみでなく、タイムラインを活用することで、**関係機関との連携**を図ることができたか
- 自機関の**重要な行動項目**は、適切なタイミング・手順、連携で実施できたか

2. タイムラインの課題や、改善すべき点

- 自機関の**発信すべき情報**は、適切なタイミング・方法で発信できていたか
- 自機関が**受信すべき情報**は、適切なタイミング・方法で受信（取得）できていたか
- ポータルサイトやメーリングリスト**を活用することで、情報収集・共有を円滑に行うことができたか

3. 出水期前に確認したグループごとの重点テーマへの対応

- タイムラインの改善に向けた**重点テーマ**について対応できていたか、できていない場合、課題や問題点はなにか

コロナ禍での検討会



コロナ禍でもWEB会議システムを活用した顔の見える検討会の開催

振り返りのまとめ

- 令和2年度7月豪雨からたくさんの教訓を得た。
- 江の川上流域では前線性の雨でよく大きい被害が出るため、意識をすることが重要。
- コロナの影響により普段の対応より時間がかかることもあるので、時間に余裕を持って対応していく必要がある。
- 今後もタイムラインをブラッシュアップしていき、改善を進める。

① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組
 ■ 大規模水害に対応するハザードマップの作成・周知

R2取組 R3継続

・ 浸水想定区域内(想定最大)の要配慮者利用施設数、避難確保計画の作成及び避難訓練実施の施設数

R3.3.31現在

| | | 保育園 | 老人 ホーム | 病院 | 障害者 利用施設 | 小・中学校等 | 合計 |
|-------|--------|-----|-----------|----|-------------|--------|----|
| 三次市 | 計画規模 | 16 | 8 | 31 | 13 | 10 | 78 |
| | 想定最大 | 18 | 8 | 31 | 13 | 10 | 80 |
| | 策定済施設数 | 14 | 6 | 0 | 8 | 10 | 38 |
| 安芸高田市 | 計画規模 | 2 | 1 | 1 | 3 | 4 | 11 |
| | 想定最大 | 6 | 2 | 5 | 11 | 9 | 33 |
| | 策定済施設数 | 2 | 2 | 5 | 8 | 1 | 18 |

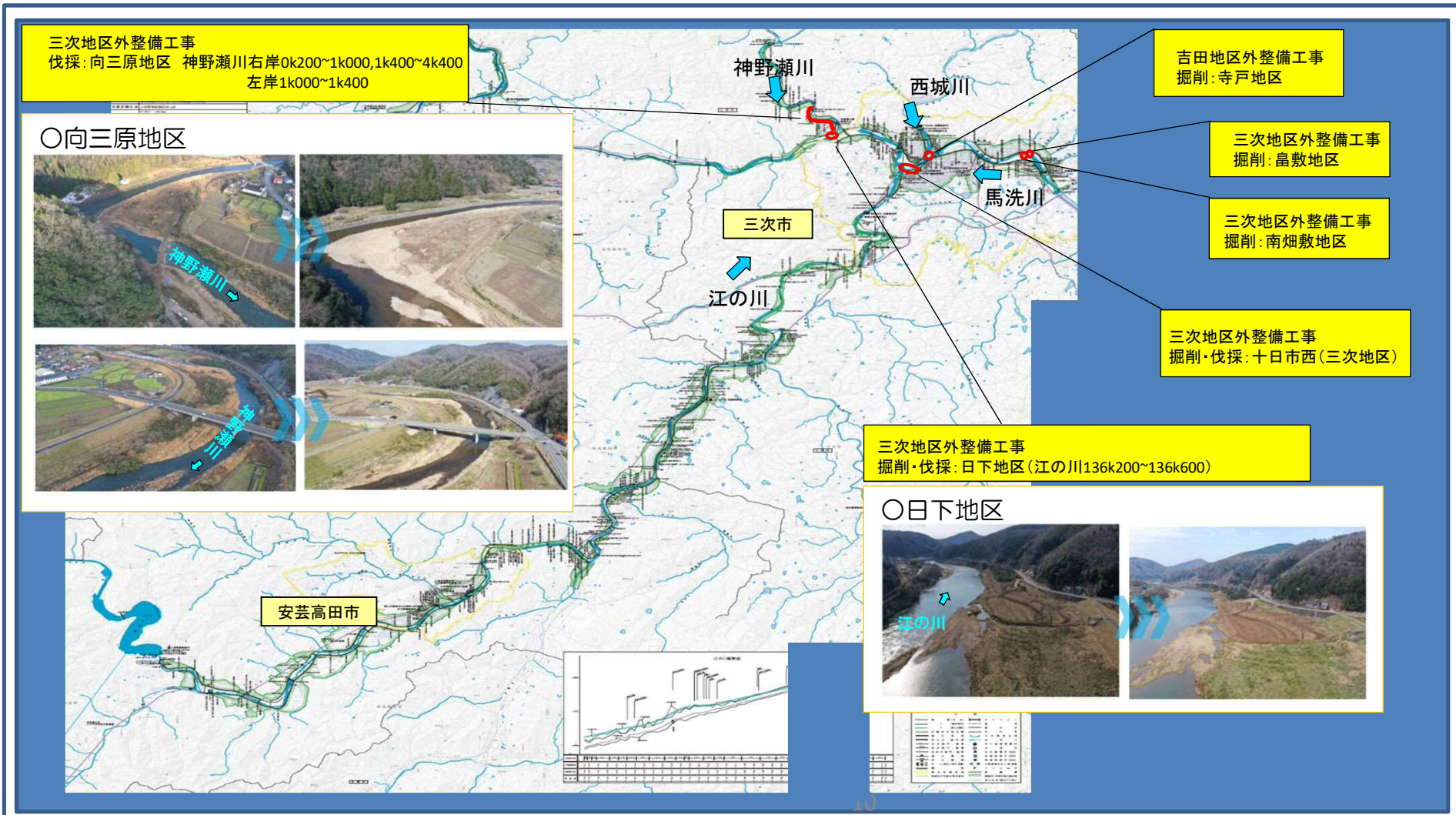
②避難時間を確保する効果的な水防対策の取組

R2取組

■河川管理施設を最大限活用するハード・ソフト対策の促進

・決壊までの時間を少しでも引き延ばすような堤防構造を工夫する対策(樹木伐採・河道掘削)

・2018年の緊急点検を踏まえ、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消するために、河川内の樹木伐採・河道掘削を実施。



②避難時間を確保する効果的な水防対策の取組

R2取組

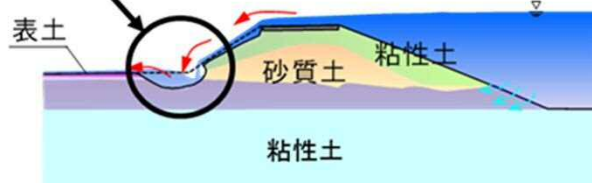
■河川管理施設を最大限活用するハード・ソフト対策の促進

・決壊までの時間を少しでも引き延ばすような堤防構造を工夫する対策(堤防強化対策の実施)

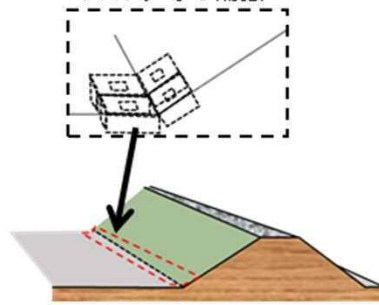
- ・暫定堤防背後地に多数の民家が張り付いているため、用地の制約などからすぐに完成堤防にすることが困難。
- ・2018年の緊急点検を踏まえ、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、洪水が堤防を越水した場合の深掘れの進行を遅らせ、堤防決壊までの時間を少しでも延ばすことを目的に、堤防裏の法尻補強を実施。

堤防裏法尻の補強

越水した場合には深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



堤防裏法尻をブロック等で補強



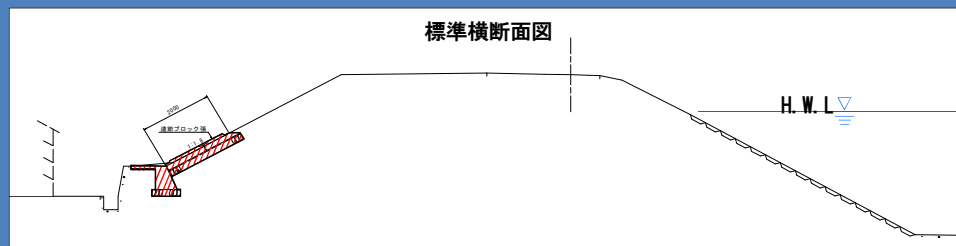
※ 具体的な工法については検討中



三次地区 施工状況



中所地区 施工状況



②避難時間を確保する効果的な水防対策の取組

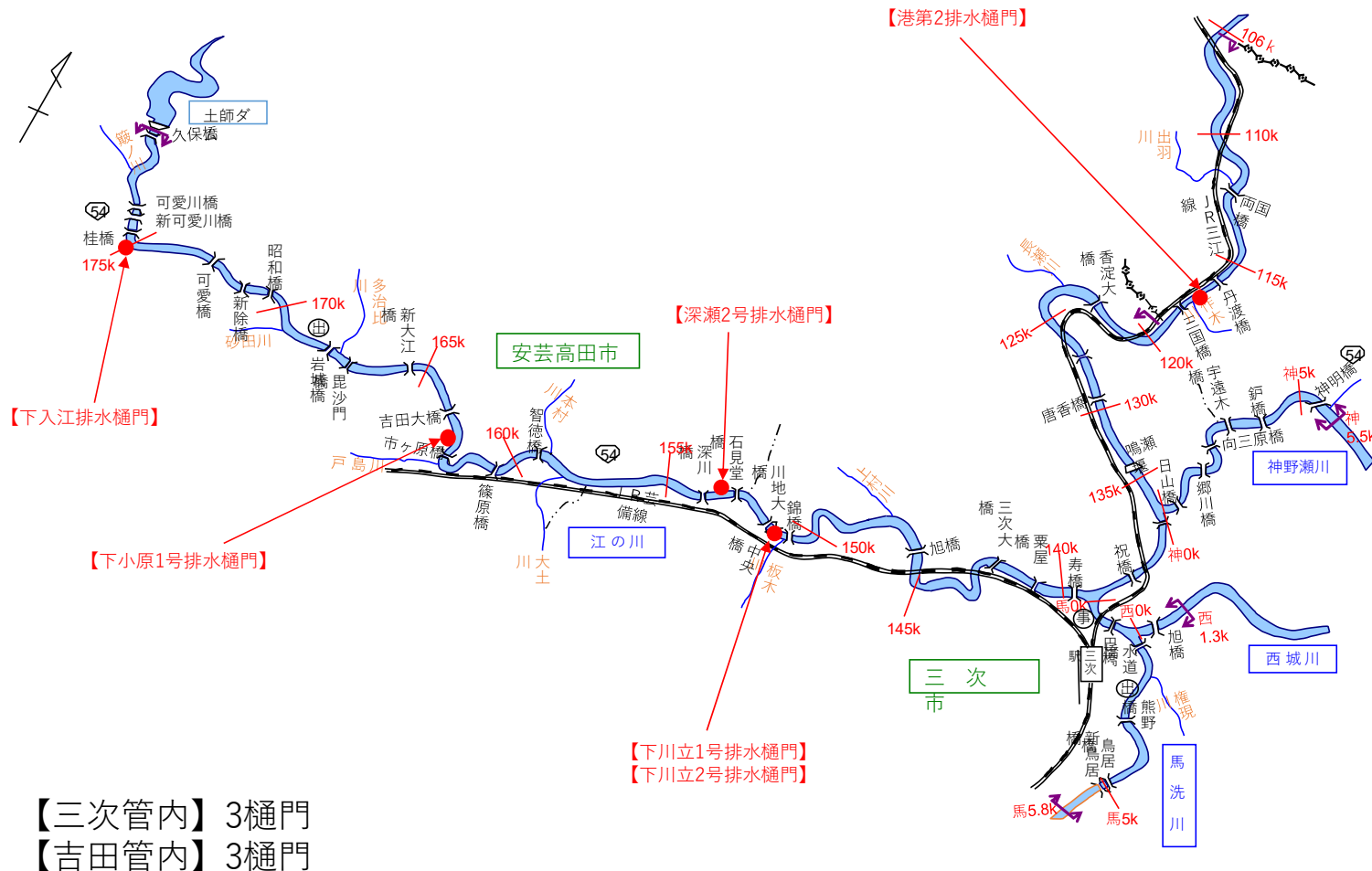
R2取組

■河川管理施設を最大限活用するハード・ソフト対策の促進

・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保

江の川上流域など中山間地域では、排水樋門等のゲート開閉操作を行う樋門操作員の高齢化が顕著となっており、後継者不足という課題を抱えている。この課題に対応するため、ゲート操作の電動化や無動力化(自動開閉)を計画的に進めている。無動力ゲートは、内外水の水位差により自動開閉するもので、樋門操作の確実性の向上にもつながる。

※港第2排水樋門（江の川 右岸 116k000付近）はR3年7月に完成予定



②避難時間を確保する効果的な水防対策の取組

R2取組

■河川管理施設を最大限活用するハード・ソフト対策の促進

・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保

【下川立1号排水樋門】
(江の川 右岸152k000付近)



【下川立2号排水樋門】
(江の川 右岸152k400付近)



【深瀬2号排水樋門】
(江の川 左岸 153k400付近)



【下入江排水樋門】
(江の川 右岸 175k200付近)



【下小原1号排水樋門】
(江の川 右岸 162k700付近)



②避難時間を確保する効果的な水防対策の取組

R2取組

■河川管理施設を最大限活用するハード・ソフト対策の促進

・危機管理型水位計を4箇所増設

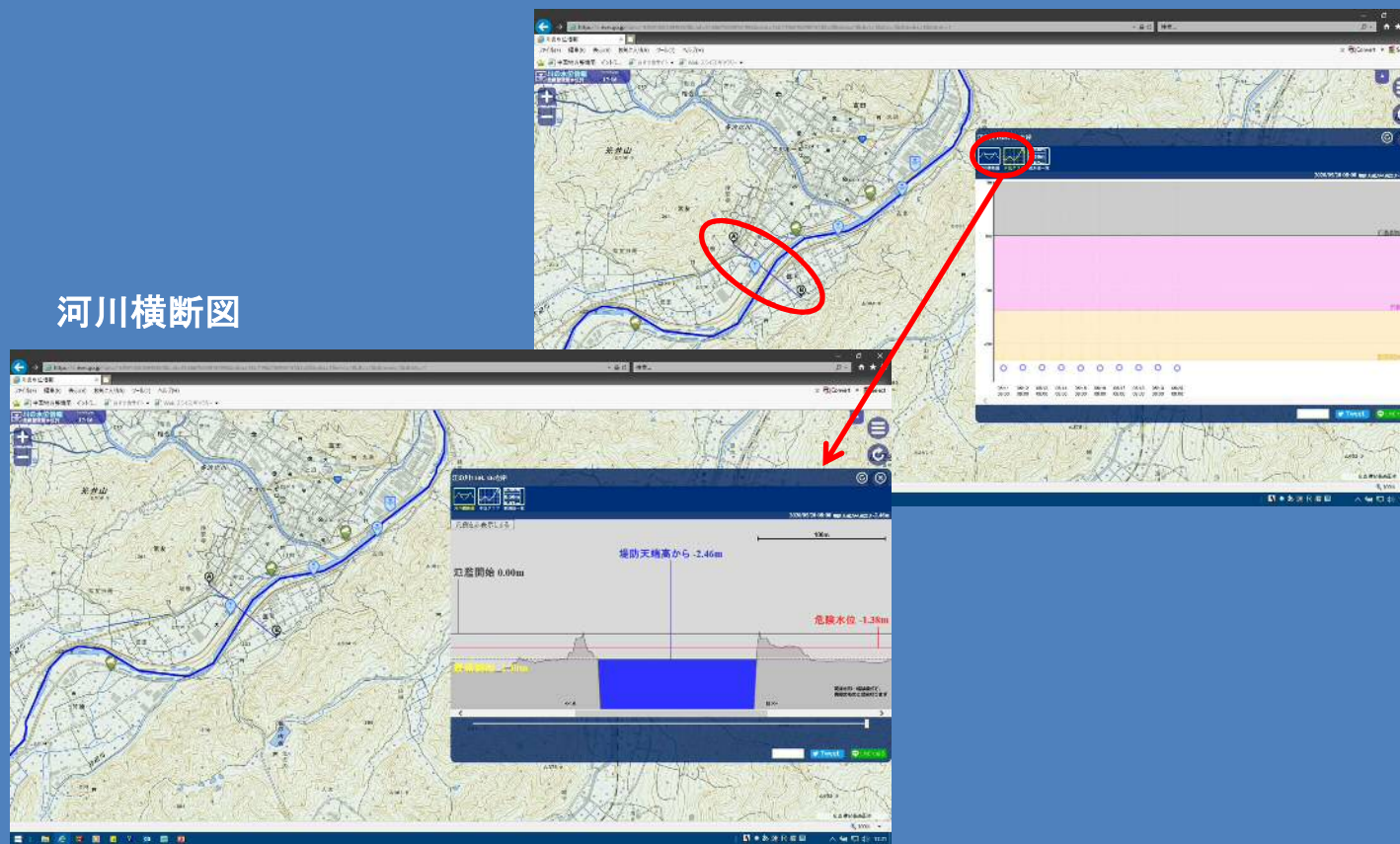
- ・洪水時に円滑な避難行動や水防活動を支援するため、危機管理型水位計を設置
- ・危機管理型水位計は、河川堤防天端(堤防の最上面)からの水位を測定するもので、河川の水位が上昇し、観測水位に到達すると10分間隔で水位を観測する。
- ・江の川上流では、平成31年3月で64箇所設置しており、令和2年度に4箇所増設した。

危機管理型
水位計



「川の水位情報」の表示画面

水位グラフ



河川横断面図

②避難時間を確保する効果的な水防対策の取組

R3継続

■河川管理施設を最大限活用するハード・ソフト対策の促進

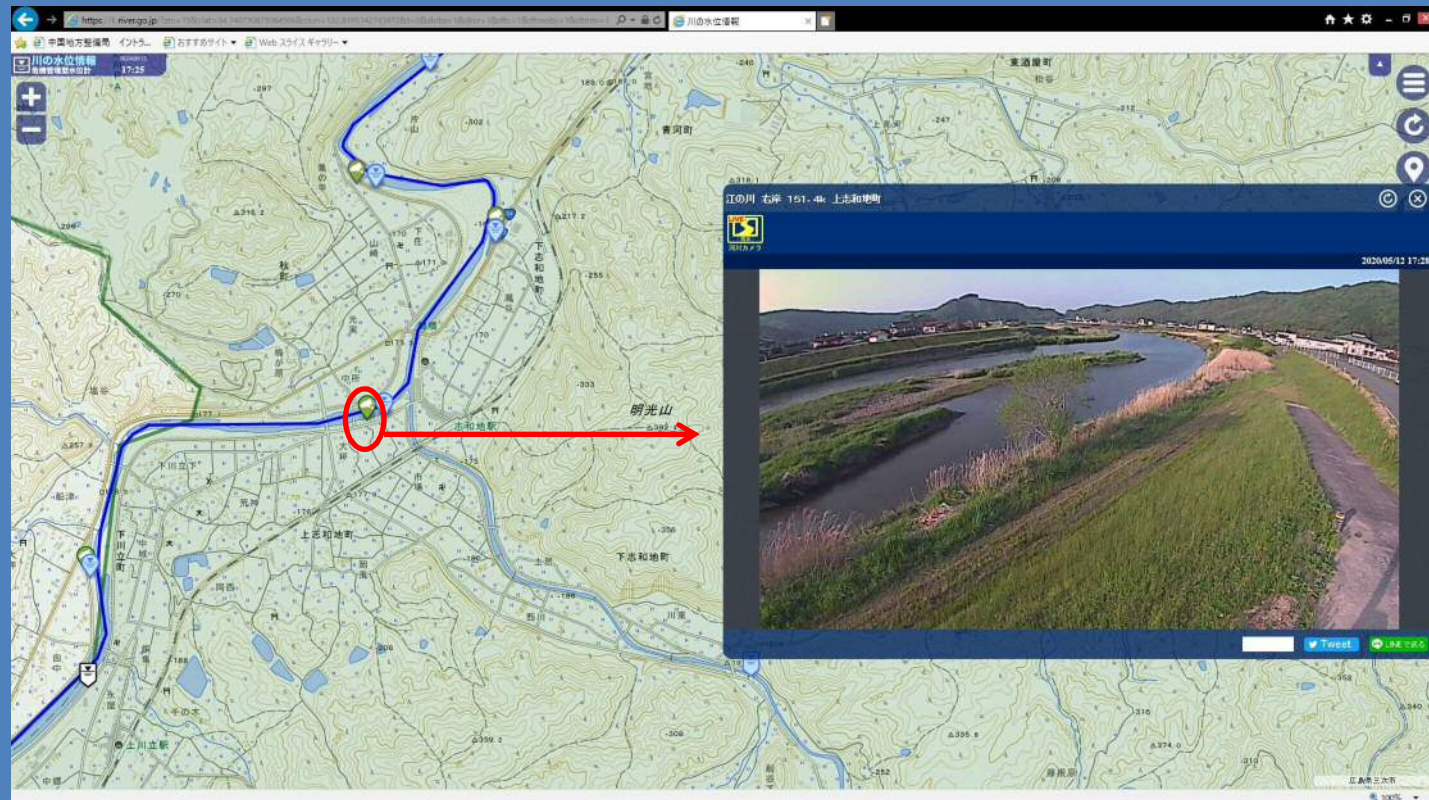
・簡易型河川監視カメラの整備

- ・近年豪雨災害では、洪水の危険性が十分に伝わらず、的確な避難行動につながっていないことが課題となっている。
- ・簡易型監視カメラの整備により、多くの地点で河川の状況を確認することで、従来の水位情報だけでは伝わりにくい「切迫感」を共有し、今後も継続的に情報提供することで円滑な避難を促進する。

「川の水位情報」の表示画面



簡易型河川監視
カメラ



④異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実

R2取組 R3継続

■異常豪雨の頻発化に備えたダムの情報の充実

・防災施設の機能に関する情報提供の充実

ダムの操作に関する情報提供等に関わる
住民への説明・定例化

土師ダム・灰塚ダムにおいて、ダムの洪水調節機能や効果の説明に加え、ダムの操作やその際に提供される情報とその意味などについて理解していただくとともに、自らの避難行動が想定できるよう住民への説明会等を開催・定例化



住民への説明会



ダム操作室における説明会

・ダム放流情報を活用した避難体系の確立

避難勧告等の発令判断を支援するための
トップセミナーの実施・定例化

土師ダム・灰塚ダムにおいて、放流通知やホットラインなどの洪水時にダム管理者から提供される情報と市の避難情報の発令等の対応について共有・確認するためのトップセミナーの実施・定例化
(減災対策協議会や治水勉強会等の活用)



江の川治水勉強会(令和元年5月15日)

④異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実

■異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能の充実

R2取組 R3継続

・ダム放流警報設備等の改良・耐水化

ダム放流警報設備の改良

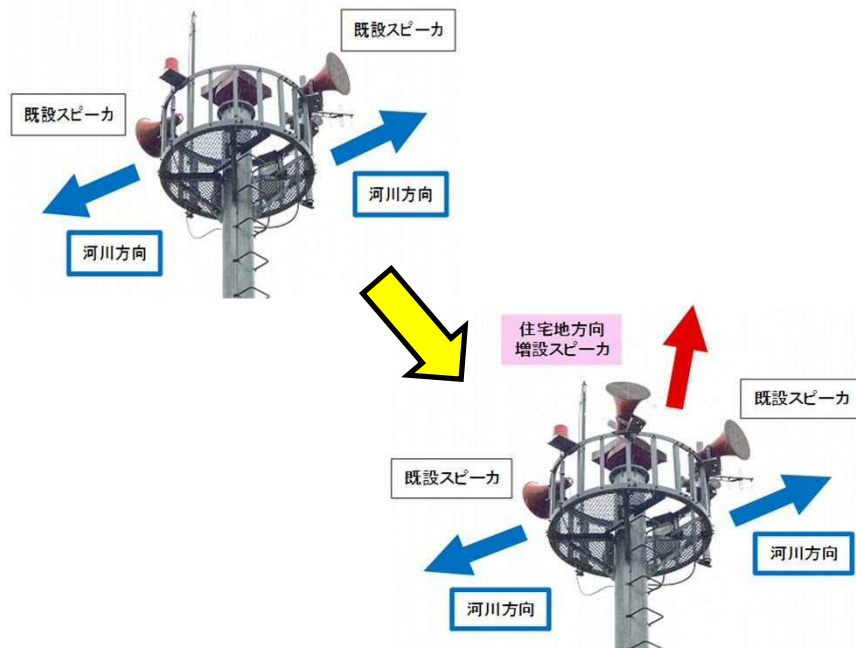
三次市・安芸高田市が行う避難勧告等を支援するため、河川利用者に加え、周辺住民に対しても警報を伝えられるよう、警報所のスピーカの増設を実施する。

- ・土師ダム 15箇所(R1で15箇所完了)
- ・灰塚ダム 14箇所(R2で7箇所、R3で7箇所)

ダム放流警報設備の耐水化

土師ダム・灰塚ダムにおいて、放流警報設備が浸水することによって、警報に支障がでることを防止するため、施設の耐水化について検討し、必要に応じて設備の耐水化を実施。

- ・土師ダム 3箇所(R1で3箇所完了)
- ・灰塚ダム 2箇所(R2で2箇所完了)



他ダムにおける放流警報設備の浸水後の状況

④ 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実・強化

■ 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能の充実・強化

R2取組 R3継続

・ 既存ダムの洪水調節機能の強化

令和元年10月の台風19号(令和元年東日本台風)により東北から関東、甲信地方の広範囲で甚大な被害が発生した。その対応を踏まえ、令和元年12月に既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議により「既存ダム洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が示され、河川管理者とダム管理者及びその利水者の3者が協議の場を設け、水系毎に「治水協定」を締結し、今後は、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

江の川水系治水協定

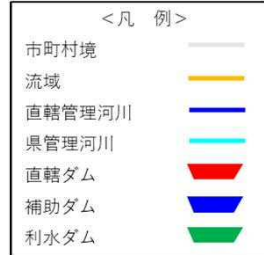
一級河川江の川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者(ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。)は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)(以下「基本方針」という。)に基づき、河川について水害の発生防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム(以下「既存ダム」という。)の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- ・ 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用(以下、「事前放流等」という。)により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- ・ 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2.に基づき、事前放流等を実施する。
- ・ この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量(以下、「洪水調節可能容量」という)は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・ この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- ・ 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする(該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙の通り)。
- ・ 河川管理者である国土交通省中国地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

江の川水系治水協定 対象ダム位置図



○調印者(18者)

- 国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長
- 国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所長
- 国土交通省中国地方整備局土師ダム管理所長
- 農林水産省中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所長
- 島根県土木部長
- 広島県土木建築局長
- 島根県企業局長
- 広島県公営企業管理者
- 広島市水道事業管理者
- 三次市水道事業 三次市長
- 庄原市水道事業 庄原市長
- 安芸高田市長
- 北広島町水道事業 北広島町長
- 世羅町長
- 広島中部台地土地改良施設管理組合管理者
- 三次市土地改良区 理事長
- 中国電力株式会社 東部水力センター所長
- 中国電力株式会社 西部水力センター所長

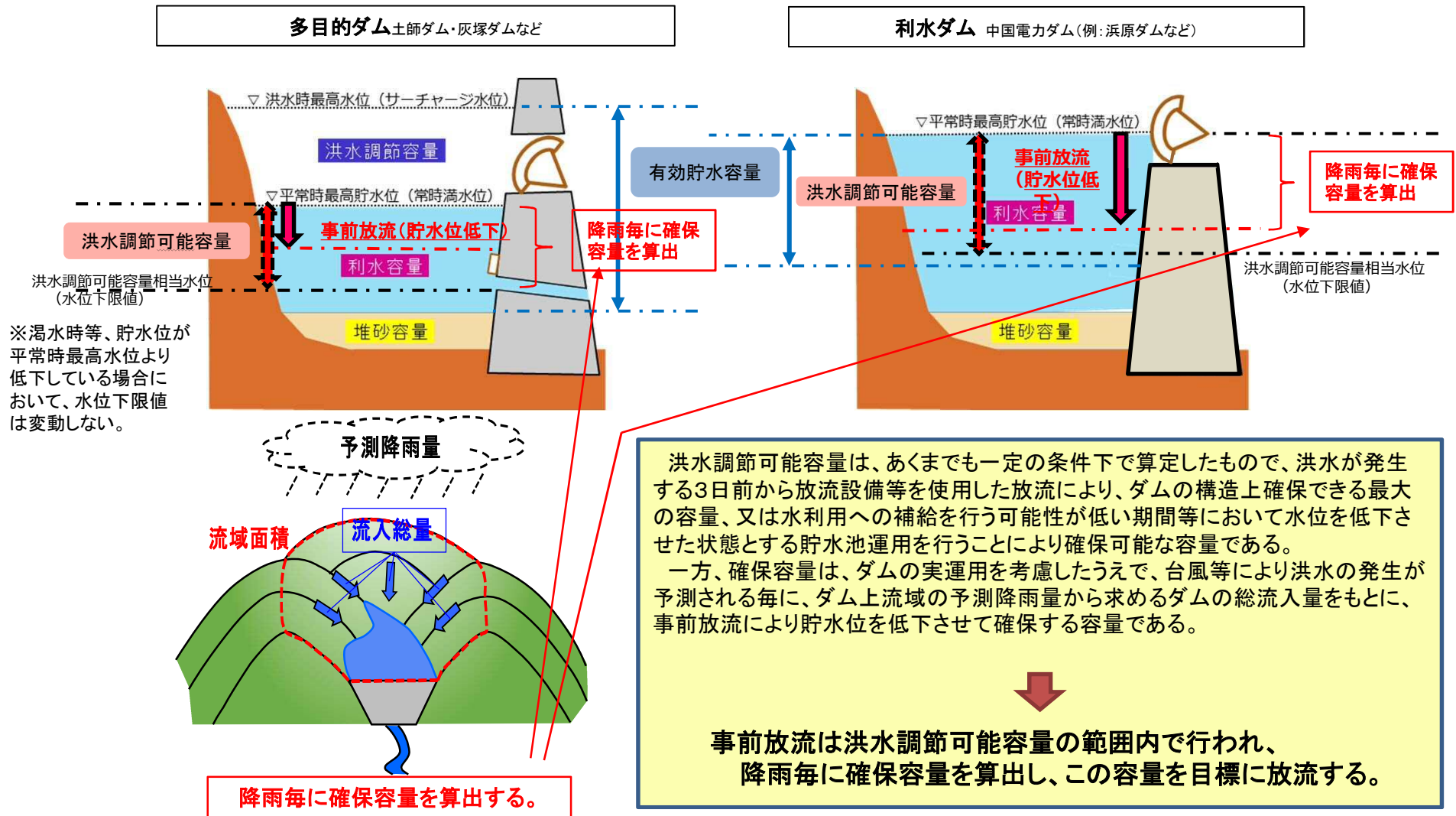
○対象ダム(9ダム)

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 土師ダム | (中国地方整備局) |
| 灰塚ダム | " |
| 八戸ダム | (島根県) |
| 庄原ダム | (広島県) |
| 目谷ダム | (中国四国農政局(広島中部台地土地改良施設管理組合)) |
| 板木ダム | (三次市土地改良区) |
| 浜原ダム | (中国電力) |
| 高暮ダム | " |
| 杵ヶ原ダム | " |

洪水調節可能容量と確保容量について

江の川上流大規模氾濫時の減災協議会報告資料(ダム部会)

事前放流は、ダム下流河川の沿川における洪水被害の防止・軽減を目的として、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるように、洪水発生前に、ダムの利水容量等の一部を事前に放流し、洪水調節に活用すること。



江の川水系治水協定等について

江の川上流大規模氾濫時の減災協議会報告資料(ダム部会)

◆江の川水系治水協定(令和2年5月29日締結)

別紙

| ダム | 洪水調節容量 (万 m ³) | 洪水調節可能容量* (万 m ³) | 基準降雨量 (mm) |
|-------|-------------------------------|----------------------------------|---------------|
| 土師ダム | 3,150.0 | 738.9 | 177 |
| 灰塚ダム | 3,800.0 | 1,189.0 | 357 |
| 八戸ダム | 2,000.0 | 320.0 | 225 |
| 庄原ダム | 42.0 | 18.1 | 162 |
| 浜原ダム | 0.0 | 572.1 | 94 |
| 目谷ダム | 0.0 | 5.6 | — |
| 高暮ダム | 0.0 | 1,729.0 | 68 |
| 沓ヶ原ダム | 0.0 | 38.6 | 68 |
| 板木ダム | 0.0 | 0.0 | — |

※水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

| ダム | 水位を低下させた状態とする 貯水位運用を行う期間 | 水位を低下させた状態により 確保可能な容量 (万 m ³) |
|------|-----------------------------|---|
| 目谷ダム | 6月15日～10月20日 | 5.6 |

■ダム下流河川の沿川で被害等が発生した場合の対応について

- ◆治水協定締結後、ダム下流河川の沿川で洪水被害等が発生した場合、減災対策協議会等の枠組みを活用し、河川管理者が主体となり、社会的な責任を果たすべく、連携して対応する。

その他：水害後の効率的な復旧・復興のための取組

R3継続

■大規模災害を想定した排水作業準備計画（案）の作成

・大規模災害を想定した排水作業準備計画（案）の作成

排水作業準備計画（案）は、想定最大規模降雨時など長時間にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水作業の進め方等を検討・決定するうえで必要な基礎資料を事前に準備し整理しておくことで、円滑な排水作業を行うことを目的として作成するものであり、今後も実対応を行いながら必要に応じて修正・更新を行う。

- 【計画検討の流れ】
- ▶ 長時間の浸水継続が予想される氾濫ブロックのうち、防災機能上重要な施設（市役所・病院・警察・消防・緊急輸送道路等）やその他公共施設（浄水場、下水処理場等）があることなどから、**早期復旧が必要と考えられる氾濫ブロックを抽出（5ブロック）**
 - ▶ 想定最大規模降雨時などの氾濫ブロックの時系列浸水状況をもとに、**排水ポンプ車等の配置場所及びアクセスルート**を検討
 - ▶ 配置場所の状況から、**排水ポンプ車等の配置可能台数等**を推定

